

やまなしトリアル発注商品等認定制度とは

本制度は新商品等の市場への普及拡大（販路開拓）を支援するため、県内に主たる事務所を有する中小企業者や県内での事業定着に向け県から支援を受けたスタートアップが商品化した新商品等（防災用以外の飲食料品、農水産物、医薬品、医薬部外品、化粧品、工事における工法又は技術、過去に認定された新商品等は除く。）のうち、県が定める基準を満たすものを「やまなしトリアル発注商品等」として認定し、県の機関が試験的に発注しやすくする制度です。

認定のメリット

- ①契約金額にかかわらず、山梨県との**随意契約が可能**になります。
- ②使用後の評価をもとに、商品等の**更なるブラッシュアップ**につなげることができます。
- ③ホームページやパンフレット等により**広く新商品がPR**されます。

知事が新商品・新役務及び事業者を決定し、認定書を交付します。

認定有効期間は、認定の日から**3年を経過した日**が属する年度の末日までです。

※ **随意契約有効期間が切れた後も届出があれば、認定の日から5年以内は「やまなしトリアル発注商品等」と称することができます。**

経緯

制度面の制約

- ・地方公共団体の契約は一般競争入札が原則
- ・指名競争入札しようにも実績がないため事業者登録ができない

企業の声・新商品を作っても販売実績がないため門前払いをされる
・営業に行っても「官公庁での受注実績はあるの？」と聞かれる

平成18年度から「山梨県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」として本制度の前身がスタート。平成28年2月に「やまなしトリアル発注商品等認定制度」として、新商品の生産、新役務の提供を行う事業者の販路開拓を支援する制度へと改正を行いました。

やまなしトリアル発注商品等認定制度の対象となる「新商品等」

この制度において対象となる新商品等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件全てを満たすものとします。

(1) 一般企業

- ア 県内事業所において自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品（他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外とし、製造工程を他社へ委託している事業者であっても、自らが企画・製造元で自社製品として販売するものは対象と

する。)又は県内事業所において自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。

イ 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。

ウ JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。

エ 他者の知的財産権を侵害していないもの。

オ 県の機関において有効な用途が認められ、かつ発注が見込まれるもの。

カ 申請時において販売又は提供されているもので、販売又は提供開始から概ね5年以内であること。

(2) スタートアップ

ア 自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品(他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外とし、製造工程を他社へ委託している事業者であっても、自らが企画・製造元で自社製品として販売するものは対象とする。)又は自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。

イ 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。

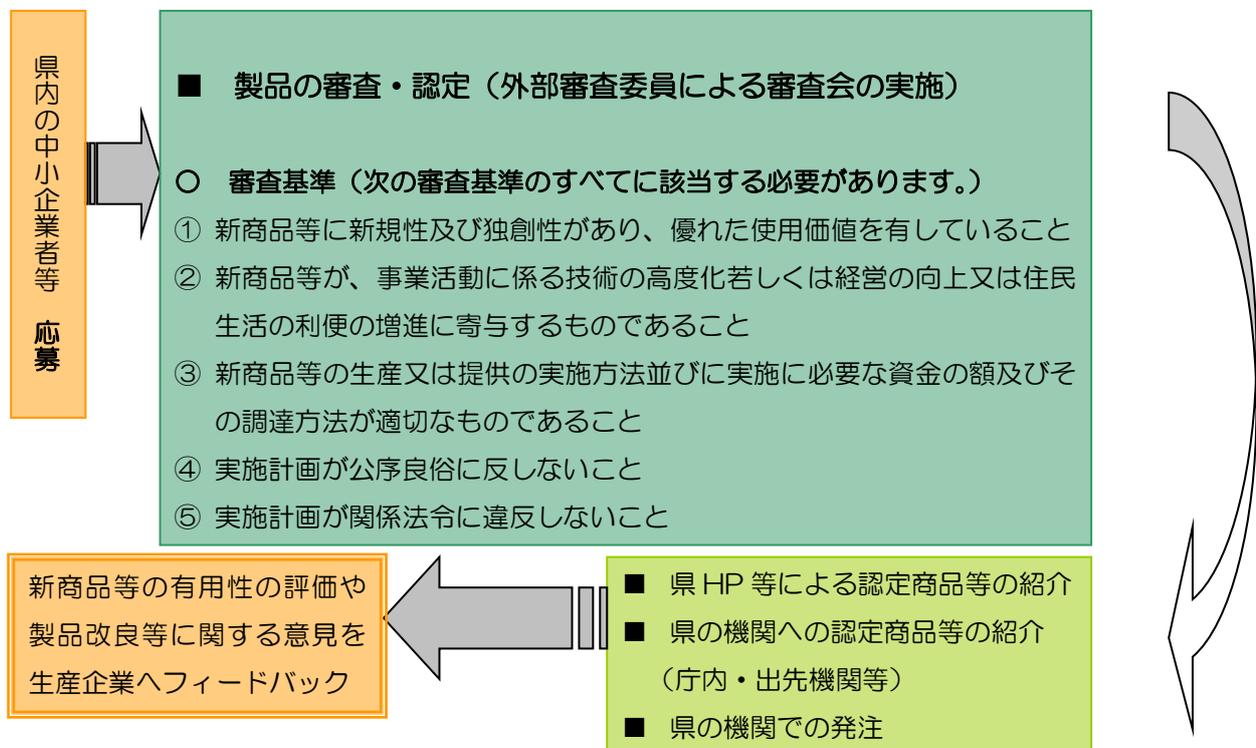
ウ JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。

エ 他者の知的財産権を侵害していないもの。

オ 県の機関において有効な用途が認められ、かつ発注が見込まれるもの。

カ 申請時において販売又は提供されているもので、販売又は提供開始から概ね5年以内であること。

やまなしトライアル発注商品等認定制度の流れ



○お問い合わせ先

山梨県 産業労働部 スタートアップ・経営支援課 経営革新支援担当

電話：055-223-1541 FAX：055-223-1560